

議員提出議案第1号

日進市議会委員会条例の一部改正について

日進市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

提出者	日進市議会議員	永野	雅則
〃	日進市議会議員	道家	富好
〃	日進市議会議員	舟橋	よしえ
〃	日進市議会議員	青山	耕三
〃	日進市議会議員	坂林	たくみ
〃	日進市議会議員	川嶋	恵美
〃	日進市議会議員	山根	みちよ

1 提案理由

この案を提出するのは、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるとき、オンライン会議システムによって委員会に出席することを可能とするため、日進市議会委員会条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

委員会へのオンライン会議システムによる出席について必要な規定を整備する。

日進市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条 例 第 号

日進市議会委員会条例(平成6年日進町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(出席の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延又は地震、台風その他大規模な災害の発生等により、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</u></p> <p><u>2 委員は、前項の規定によりオンライン会議システムによって委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定によりオンライン会議システムによって委員会に参加した委員がある場合における次条、第17条及び第30条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。